

目次 担当課（室）		岡山県公報	
		発行 岡山県	
			
【公 告】 ○ 落札者等の決定 ○ 家畜伝染病の発生 ○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧 ○ 土地改良区役員の退任届 ○ 所在地不明の建設業者 〃 ○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧		産業振興課 畜産課 耕地課 〃 監理課 〃 都市計画課	
		目次	
		担当課（室）	

平成29年9月19日 岡山県公報 第11924号

〔四一〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年九月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

岡山県工業技術センターで使用する電気

使用予定電力量 九、五五八、〇〇〇キロワット時（三年間）

二 納入期間

平成二十九年十月一日から平成三十二年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県工業技術センター総務課

岡山市北区芳賀五三〇一番地

四 落札者を決定した日

平成二十九年七月三十一日

五 落札者の氏名及び住所

中国電力株式会社岡山営業所

岡山市北区青江二丁目六番五一号

六 落札金額

一四五、四七五、三九九円（うち消費税額及び地方消費税の額一〇、七七五、九五

五円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十九年六月六日

〔四一〕 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十九年九月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	発生場所	発生年月日
家畜の種類	乳用牛	平成二十九年九月十八日	真庭市	平成二十九年九月十二日
発生頭数	一頭	患畜		
発生場所		患畜・疑似患畜の区分		
発生年月日				

平成29年9月19日 岡山県公報 第11924号

〔四一二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（集落基盤整備 赤磐地区（ほ場整備津崎））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成二十九年九月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（集落基盤整備 赤磐地区（ほ場整備津崎））変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十九年九月十九日から同年十月十日まで

三 縦覧の場所

赤磐市役所

〔四一三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成二十九年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

理事監

氏 名

佐藤 勝

岡山市南区東畦九一四―一

事の別

理事

平成29年9月19日 岡山県公報 第11924号

〔四一四〕次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次のとおり公告する。なお、この公告の日から三十日を経過しても当該建設業者からその所在地の申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことがある。

平成二十九年九月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 商号又は名称

地盤改良工業株式会社

二 代表者の氏名

久保 彰

三 主たる営業所の所在地

岡山市北区北長瀬本町一三―五一

四 許可番号及び許可年月日

岡山県知事許可（般―二七）第一五六九〇号 平成二十七年七月六日

平成29年9月19日 岡山県公報 第11924号

〔四一五〕次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次のとおり公告する。なお、この公告の日から三十日を経過しても当該建設業者からその所在地の申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことがある。

平成二十九年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 商号又は名称

株式会社 Revolution

二 代表者の氏名

大林 潤也

三 主たる営業所の所在地

岡山市中区平井六―七―二八

四 許可番号及び許可年月日

岡山県知事許可（般―二四）第二四―一二三号 平成二十四年十月三十日

岡山県知事許可（般―二五）第二四―一二三号 平成二十五年十一月二十日

〔四一六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により倉敷市から岡山県南広域都市計画用途地域及び岡山県南広域都市計画防火地域及び準防火地域についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画用途地域

岡山県南広域都市計画防火地域及び準防火地域

二 都市計画の変更年月日

平成二十九年九月七日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、倉敷市建設局都市計画部都市計画課において縦覧に供する。